

デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について

<第1回会合を踏まえた論点整理>

1. デジタル・ネット社会における著作権制度の役割

- 今日の著作権制度は、著作者と利用者との間の利用に関するルールを示す調整的な役割を担うという観点を強調すべきである。
- 時代によって著作権制度の役割は変化する。著作権法は財産権的な側面と人格権的な側面の両方を有しているが、近年はビジネスローとしての性格を強めており、ビジネスの発展を阻害しないような制度とすることが必要である。
- 著作物は利用されなければ利益を生まない。あとはどうやって著作権者に利益を還元すべきかを議論すべきである。
- 著作物創作のインセンティブを金銭面に限定せず、何がインセンティブになるかを検討・試行してみることも重要である。
- クリエーターがやる気を出せる、文化を作っていける環境をどう提示するかが重要である。
- 日本の社会は、まだ創造物や無体財産に対する評価が非常に低いため、著作者の権利という側面も重要視しておいたほうが良いのではないかと。
- インターネット上で、より多くのコンテンツをつくり、流通させ、活用することによって文化や産業を豊かにするという点を優先した制度設計とすべきである。
- 伝統的なコンテンツホルダーが権利を保有していて、新規事業者が参入しにくい状況があるのではないかと。新規事業者がコンテンツサービス市場に続々と参入し、市場規模全体が拡大するという観点からの整理が必要である。
- デジタル・ネット時代の著作権制度の特徴として、創作者と利用者がいて、創作者が利用者になり、利用者が創作者になるという相互性に注目しなければならない。
- インターネットの特性として、国境を越えた情報流通や、情報の共有の場としての性格を的確に受け止め、対応策を検討することも重要なポイントである。
- デジタル・ネット時代では、個人の複製や頒布がより容易になっている。安心して著作物が流通できるよう、違法行為を防止するという意味で制度が大きな役割を持つのではないかと。
- 著作物の利用の促進という観点からは、権利処理コストの問題や業界内の商慣習などの課題もあり、柔軟な展開ができる状況を作るべきである。

2. フェアユース規定について

- インターネットビジネスのことを考えると、フェアユースの規定は必要不可欠である。何年もかけて立法化されるのを待っていると、国際的なビジネスの世界では完全に遅れをとってしまう。
- 新規に市場に参入しようとする事業者からすると、自らリスクをとって挑戦できるフェアユース規定がないと、著作権制度が大きな壁になってしまう。
- アメリカのフェアユースは、若い人たちが少なくともある種の哲学的制約条件のもとで自由にやっけていいという勇気を与える制度としてはうまく動いているのではないか。
- フェアユースのような一般条項によって権利の制限を行うことについて、裁判所における審理の観点からは、個別具体的・限定的な規定があるほうが適正・迅速な裁判の確立という目的からするとやりやすい。
- 一般的な規定では、何がフェアユースに該当するかは裁判にならないとわからないため、逆に利用や使用許諾が萎縮し、うまく機能しないのではないか。
- フェアユースは、法的安定性はないが柔軟性はある。現在の行政から司法へ、また事前審査から事後審査への流れの中で、個人や企業が裁判で権利を勝ち取る気持ちがあればうまくいく制度である。日本人の訴訟観というか、訴訟をどう見るかに関わってくる問題である。
- 柔軟な制度にするためには、法制度だけではなく幅広いアプローチが必要であり、紛争や利害の調整をする機能を高めなければならない。例えばガイドラインを策定・充実させるとか、司法の機能やADRの組織を充実させるとかという措置が必要になる。
- 日本では、法の中にも離婚や著作者人格権に関して一般法理がある。また、フェアユースとして正面から認めた判例はないが、何がフェアかという観念を取り込んで解釈した判決はたくさんあり、判例の流れとも矛盾しない。
- 一般条項を設ける際に、すぐに抽象的な規定に逃げ込むような解決となっけてはいけない。一般条項の前になるべく個別具体化することに努力して、逃げ場のないところだけ抽象的な規定を使うという姿勢が必要である。
- 仮にフェアユースの規定を作っても、現在の制限規定は残して、最後にフェアユース的な規定を、小さな一般条項という形で導入するという考え方をとる人が多いと思う。

3. 改革が必要な問題点について

(1) 単一の利用方法を前提としており、ワンソース・マルチユースに対応していない。

デジタルコンテンツの二次利用に際しては、これに係る権利処理のコストが大きな問題となっている。民間では権利の集中管理や契約締結の促進の動きがあるものの、こうした動きを視野に入れつつ、コンテンツの流通を一層促進する新たな枠組を検討すべきではないか。

< 具体的課題 >	< 対応状況 >
① 二次利用に際して改めて全権利者から許諾を得る必要があり、トランザクションコストが大きい。	権利の集中管理の拡大を支援。 コンテンツ制作段階から二次利用を想定した契約締結を行うよう業界内での自主的な取組を支援。 一層の流通促進のための新たな枠組の必要性の有無について検討が必要。
② コンテンツの権利情報が分かりにくく、調査のためのコストがかかる。	ジャパン・コンテンツ・ショーケースなど権利情報の集約化に向けた取組を支援。 登録制度も含め、権利者情報の整備について検討が必要。
③ 所在不明の権利者がいる場合には許諾が得られない。	文化審議会において裁定制度の改善を検討中。実演家については、所在不明の権利者への使用料を権利者団体が暫定的に預かり、利用を進める取組を実施中。
④ 多数の権利者のうち一部の反対があるとコンテンツを利用できない。	文化審議会で検討中。
⑤ 明確な契約がない場合や集中管理の対象ではないアウトサイダーを念頭に、契約秩序を補完する特別の法的措置が必要ではないか。	検討が必要。

(2) デジタル・ネット上の豊かな情報を活かした新しい利用方法に対応していない。

公共目的や情報の利活用の促進などを目的とした利用で、権利者の利益を不当に害しない場合には、改めて利用の許諾を得なくてもコンテンツを利用できるよう、新たな権利制限を設けるべきではないか。

< 具体的課題 >	< 対応状況 >
① 検索エンジンサービスが日本では違法となる可能性がある。	文化審議会が「中間まとめ」（昨年10月公表）において権利制限を講じるための主な論点を提示。引き続き検討中。

② 研究開発目的でのデジタル・ネット情報の蓄積等ができない。	検討が必要。
③ 遠隔教育を進める障害となっている。	検討が必要。
④ 図書館等のデジタル化の障害になっている。	文化審議会において検討中。
⑤ 通信と放送の融合に対応した法制度が必要。	通信・放送の法体系の見直しを踏まえつつ、今後検討が必要。

(3) 技術的過程に付随する行為の取扱いが明確ではない。

通信過程に付随する一時的な蓄積や、コンピュータ・プログラムの相互接続性やセキュリティ確保のためのリバース・エンジニアリングなど、技術的過程に付随する複製等の行為についての法的課題の解決を図り、新規産業創出を促進する環境を整備すべきではないか。

< 具体的課題 >	< 対応状況 >
① 通信の効率化のための通信過程における一時的蓄積の位置づけが不明確。	文化審議会において検討中。
② コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングの位置づけが不透明。	検討が必要。

(4) 投稿サイトやブログなどで他人の創作物を相互に利用し合いながら創作するケースなどの新しい創作形態への対応が明確ではない。

一般人のコンテンツの創作・公表が新たなビジネスモデルを生みつつある。ネット上における一般人のコンテンツの創作・公表に伴う法的な課題を解決し、コンテンツの流通を一層促進すべきではないか。

< 具体的課題 >	< 対応状況 >
① 投稿サイト等への投稿に当たって他人の著作物を利用する際のルールが不明確。	検討が必要。
② 写り込みなどの付随的な利用であっても著作権侵害のおそれがある。	検討が必要。
③ 自由利用を容認する権利者の意思表示システムが不十分。	検討が必要。 民間レベルでは、クリエイティブコモンズなどにおいて自由利用を促進する動きがある。

④ 多数の者の関与によって作成されたコンテンツの権利管理の方法が不明確。	検討が必要。
--------------------------------------	--------

(5) 新たな技術やビジネスモデルの出現に際して、柔軟に対応しうる規定がなく、新たな動きが萎縮しがちである。

個々の課題に対する対応だけではなく、将来の多様な発展を後押しし、ビジネスモデルの開発に際して支障となるおそれのある法的課題に対して迅速かつ柔軟に対応しうる制度を構築すべきではないか。

< 具体的課題 >	< 対応状況 >
① 著作権者等の利益を不当に害しないと認められる利用を合法化しうる包括的権利制限規定が必要ではないか。	検討が必要。
② コンテンツの流通に対して間接的に関与する者の法的責任が明確ではない。	文化審議会が「中間まとめ」(昨年10月公表)において法的措置を講じるための主な論点を提示。引き続き検討中。

(6) ネット上の違法な利用に対する対策が不十分である。

権利者が安心してネット上にコンテンツを流通させることができるよう、ネット上の違法な利用に対する対策を強化すべきではないか。

< 具体的課題 >	< 対応状況 >
① 著作権保護技術に対する法的保護の在り方が不十分。	検討が必要
② 外国ISPの活動に対する実効性のある国際協力の在り方。	検討が必要。
③ 違法な利用を繰り返す利用者へのアクセス禁止措置などの実施。	政府の「総合セキュリティ対策会議」の報告を踏まえ、民間の自主的な取組を支援